

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 38 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～別表第 4 関係）

(2) 勤勉手当の改定

ア 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 100（特定幹部職員にあっては、100 分の 120）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 3 条関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 8 条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第 2 号任期付研究員に適用する給料表の 1 号給の給料月額を改定することとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 5 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 6 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 8 条の規定による改正後の第 6 条関係）

5 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 130 に引き上げることとした。（条例第 9 条の規定による改正後の第 2 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 125 に引き下げることとした。（条例第 10 条の規定による改正後の第 2 条関係）

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2)イ、2 (2)、3 (2)、4 (2)イ及び 5 (2)は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)及び 4 (1)は令和 4 年 4 月 1 日から適用することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

1 非常勤職員に対する退職手当の支給要件について、1 月間の日数（佐賀県の休日に関する条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算

入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数を、1月の要勤務日数とすることとした。(第2条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和4年12月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 旅券法が改正され、同法第12条第1項に規定する一般旅券の査証欄を増補する制度が廃止されること等に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。

- (1) 佐賀県手数料条例
- (2) 佐賀県事務処理の特例に関する条例

- 2 この条例は、令和5年3月27日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。(条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係)

2 勤勉手当の改定

- (1) 勤勉手当について、支給割合を100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)に引き上げること等とした。(条例第1条の規定による改正後の第21条関係)
- (2) 勤勉手当について、支給割合を100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)に引き下げること等とした。(条例第2条の規定による改正後の第21条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)は令和5年4月1日から施行し、1は令和4年4月1日から適用することとした。

○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 期末手当について、支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)

2 期末手当について、支給割合を100分の165に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和5年4月1日から施行することとした。